

社会福祉法人希望館

総合事業（予防訪問介護相当サービス） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人希望館が開設する希望館ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）が行う総合事業（予防訪問介護相当サービス）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な総合事業（予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般のわたる援助をいう。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定予防訪問事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定予防訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定予防訪問事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
 - 8 前7項のほか、「高崎市指定予防訪問事業者の指定並びに指定予防訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定予防訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(令和3年高崎市条例第21号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 希望館ホームヘルプサービス
- (2) 所在地 群馬県高崎市江木町1094番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(サービス提供責任者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも総合事業(予防訪問介護相当サービス)の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 4名以上(うち管理者1名)

- (3) 訪問介護員等 10名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、当法人の就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 介護保険サービス(介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割)
介護保険サービス以外の利用料(当法人告示上の額)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旧高崎市、前橋市(一部を除く)、藤岡市とする。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防訪問事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第12条 事業所は、指定予防訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定予防訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定予防訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

とし、また、業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用前2週間

(2) 継続研修 年12回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は、本法人が別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。